

令和6年度環境林整備事業 標準単価表

[令和6年(2024年)6月1日以降適用]

- ・標準単価は、共通仮設費を含みます。
- ・共通仮設費は、直接費(資材費、労務費、機械経費)の合計の8.4%に相当する額です。
- ・共通仮設費の内訳は、運搬費、準備費、安全費、役務費、修繕費、測量設計費です。

滋賀県琵琶湖環境部
森林保全課

令和6年度環境林整備事業 標準単価表

単位:千円

| 事業区分 | 事業種類 | 作業種(細目1) | 適用(細目2) | 区分(細目3) | 単位 | 税無 | 直営(10%) | 請負(10%) |
|-------|-----------|-----------------|----------------------|-------------|--------|-------|---------|---------|
| 環境林整備 | 保育 | 保育間伐 | | 20%以上伐採・整理有 | 1ha当たり | 181.3 | 181.3 | 199.4 |
| | | 保育間伐(遠隔地) | | 20%以上伐採・整理有 | 1ha当たり | 196.4 | 196.4 | 216.1 |
| | 間伐 | 間伐 | | 40%以上伐採・整理有 | 1ha当たり | 344.7 | 344.7 | 379.1 |
| | | 間伐(遠隔地) | | 40%以上伐採・整理有 | 1ha当たり | 379.1 | 379.1 | 417.0 |
| | 付帯施設等整備 | 鳥獣害防止施設等整備 | 剥皮被害対策テープ設置(生分解性テープ) | 500本/ha以上 | 1ha当たり | 53.7 | 56.2 | 59.1 |
| | | 鳥獣害防止施設等整備(遠隔地) | 剥皮被害対策テープ設置(生分解性テープ) | 500本/ha以上 | 1ha当たり | 56.5 | 59.0 | 62.2 |
| | | 林床保全整備 | 簡易筋工 | 丸太筋1本 | 1m当たり | 1.2 | 1.2 | 1.3 |
| | | 林床保全整備(遠隔地) | 簡易筋工 | 丸太筋1本 | 1m当たり | 1.3 | 1.3 | 1.4 |
| | | 林床保全整備 | 簡易筋工 | 丸太筋3本 | 1m当たり | 1.7 | 1.7 | 1.9 |
| | | 林床保全整備(遠隔地) | 簡易筋工 | 丸太筋3本 | 1m当たり | 1.9 | 1.9 | 2.1 |
| | 作業歩道整備 | 作業歩道 | | 開設 | 1m当たり | 0.5 | 0.5 | 0.5 |
| | | 作業歩道(遠隔地) | | 開設 | 1m当たり | 0.5 | 0.5 | 0.6 |
| | | 作業歩道 | | 補修 | 1m当たり | 0.1 | 0.1 | 0.2 |
| | | 作業歩道(遠隔地) | | 補修 | 1m当たり | 0.1 | 0.1 | 0.2 |
| 保育 | 枝落とし | 枝下高2m | 500本/ha以上 | 1ha当たり | 52.3 | 52.3 | 57.5 | |
| | 枝落とし(遠隔地) | 枝下高2m | 500本/ha以上 | 1ha当たり | 57.3 | 57.3 | 63.0 | |

滋賀県環境林整備事業標準単価適用基準

| 区 分 | 施 業 名 | 適 用 基 準 |
|-------|---|---|
| 環境林整備 | <p>総括</p> <p>保育間伐 (整理有)</p> <p>間伐 (整理有)</p> <p>簡易筋工</p> <p>剥皮被害対策テープ設置</p> <p>枝落とし</p> <p>作業歩道</p> <p>遠隔地</p> | <p>1. 現場監督費および社会保険料等については、森林環境保全直接支援事業に準じて各率を適用するものとする。</p> <p>2. 補助金の決定にあたっては、必ず事業実施主体より当該地事業の実行経費(直営事業の場合は見積書等)を徴取し、標準経費等により査定された補助金額と比較を行い、いずれか低い額を採択するものとする。</p> <p>1. 主林木の20パーセント以上を伐採する場合に事業採択の対象とする。</p> <p>2. 伐採木整理は、間伐本数のほぼ全数(80パーセント以上)について玉切り、枝払い等を行うものとする。</p> <p>3. 森林外への搬出経費は補助対象経費としない。</p> <p>1. 立木本数の40パーセント以上を伐採する場合に事業採択の対象とする。 なお伐採手法は定性間伐とする。</p> <p>2. 伐採木整理は、間伐本数のほぼ全数(80パーセント以上)について玉切り、枝払い等を行うものとする。</p> <p>3. 森林外への搬出経費は補助対象経費としない。</p> <p>1. 保育間伐・間伐と併せて、伐採後の林床を保全する目的で、現地発生材(丸太)を活用して簡易筋工を設置した場合は、当該事業経費を補助対象に含めるものとする。</p> <p>2. 簡易筋工の設置にあたっては、現地の状況に応じた適切な配置がなされているものであること。</p> <p>1. 保育間伐・間伐と併せて、伐採後の残存木を獣害から保護する目的でテープ巻きを実施した場合は、当該事業経費を補助対象にできる。</p> <p>2. 斜面の上部の地際から1.5mの高さまで約20cmの間隔でらせん状に交差するように巻き付けるものとする。</p> <p>3. 剥皮被害対策テープ設置の資材は、生分解性テープに限るものとする。</p> <p>1. 保育間伐と併せて、林床の光環境を改善し下層植生の発達を促し、土壌の保全を目的として枝落としを実施した場合は、当該事業経費を補助対象にできる。</p> <p>2. 枝落としの高さは2m以内とする。</p> <p>保育間伐・間伐と併せて実施すること。</p> <p>最寄りの地元市役所・町役場(支所含む)から施業地(施業地の中心地)までの往復に140分以上の通勤時間を要する場合に適用する。 通勤時間(往復)の算出は次の①②を加えた時間とする。 ①歩行時間 [歩行の実水平距離+水平換算距離(登りの場合は直高1mにつき6m、下りは補正無し)]÷4km/時 で往路・復路の歩行時間を計算 ②運転時間 距離÷速度(km/時)で往路・復路の通勤時間を計算する。 国道・県道・市町村道:道路交通法による最高速度 林道・仮設道等:設計速度</p> |